



答申第576号
平成28年6月7日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成28年6月2日付け神こ子振第5546号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

利用者負担額（保育料）の滞納整理業務の電子計算機処理について
（条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して）

- 1 市立保育所にかかる利用者負担額の滞納整理業務にあたり、多数の案件について業務上必要な記録及び調書類を作成し、進捗管理と迅速・適切な世帯対応を行うためには、電子計算機処理が不可欠であり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

[データ項目]

・滞納者リスト

行政区

施設番号

児童番号

入所年月日

退所年月日

福祉個人番号

保護者氏名（漢字、カナ）

保護者生年月日

保護者性別

児童氏名（漢字、カナ）

児童生年月日

保護者郵便番号

保護者住所

滞納金額

滞納月数

滞納年度

滞納額（月別）

年度月数

年度金額

・個人記録カード

保護者氏名

住所・電話

勤務先

施設番号

施設名称

児童番号

児童氏名

滞納金額

入所日

退所日

分納誓約日付

誓約金額

折衝履歴

・差押調書

滞納者住所・氏名

滞納市徴収金

財産特定情報